



**16 対象事業着手の届出**

事業者は、対象事業に着手した翌日から2週間以内に対象事業着手届を知事に届出ます。

**17 対象事業実施中間報告書の作成・公告・縦覧**

事業者は、工事中の環境の保全のための措置の実施状況等について取りまとめた対象事業実施中間報告書（以下「中間報告書」）を作成し、中間報告書を縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。

**18 意見概要書・見解書の送付**

事業者は、述べられた意見の概要を記載した書類及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を知事及び市町村長に送付します。

**19 対象事業完了の届出**

事業者は、対象事業が完了した翌日から2週間以内に対象事業完了届を知事に届出ます。

**20 対象事業完了報告書の作成・公告・縦覧**

事業者は、供用開始後の環境の保全のための措置の実施状況等について取りまとめた対象事業完了報告書（以下「完了報告書」）を作成し、完了報告書を縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。